

岩 沼 市 震 災 復 興 計 画

マスタープラン（改定版）

平成25年9月

岩 沼 市

<目 次>

1. 震災復興計画マスタープラン改定の趣旨	1
2. 基本理念	2
3. 計画期間	3
4. リーディングプロジェクトの取組み状況と今後の展開	4
(1) 被災者の生活支援と住環境の整備	6
(2) 減災を基本とした安全・安心なまちづくり	8
(3) 産業の復興と新産業の創出	10
(4) 震災の伝承と歴史的景観の保全	13
5. 土地利用構想図	14
6. 推進体制	15

1. 震災復興計画マスタープラン改定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、岩沼市においても死者 186 名、行方不明者 1 名、家屋被害 5,428 戸（平成 25 年 9 月 1 日現在）という過去に例を見ない極めて甚大な被害が生じました。

今回の地震では、大きな揺れとその後の大津波により、沿岸部の集落や工業団地が壊滅的な被害を受けるとともに、東部地区の多くの住宅や農地などが浸水しました。また、地震により東部地区の広範な地域で地盤沈下が生じたことから排水機能に大きな問題が生じ、大雨等による浸水リスクが高まっています。

さらに、農業や工業など、本市を代表する産業に大きな被害が生じたことから、雇用の問題も含め地域経済の活力低下が懸念されています。

岩沼市では、この震災からの復興を図るため、『岩沼市震災復興計画マスタープラン』（以下、「マスタープラン」という。）を平成 23 年 9 月に策定し、被災者の一日も早い生活の再建と産業などの再生を目指して、復旧・復興に取り組んできました。

本計画は、マスタープラン策定から 2 年を経過するにあたって、これまで取り組んできた復旧・復興事業の進捗状況等、さらには取り組むべき方向性を明確にし、復興期から発展期にかけてこれからの展開について整理するものです。

2. 基本理念

これまで岩沼市では、多くの市民が共感し共有できるまちづくりへの想いとして『のあるまち いわぬま～参画と連携で育むまちづくり～』を掲げ、市民と行政がそれぞれの立場で主体的に、かつ、お互いが理解し合い協力してまちづくりに取り組んできました。

今回の津波被害で、私たちは物理的に防御できない津波の存在を知りました。このような大自然の力と向き合っていくためには、大自然の力を完全に防御するのではなく、災害時の被害をいかに最小限に食い止めるかという『減災』という考え方を基本に、まちづくり、地域づくりを進めていく必要があります。また、この考え方に基づいて様々な復興施策を考えていくと、各種施設をつくるハード面、さらにはコミュニティを形成していくソフト面においても、市民の方々の「参画と連携」が不可欠です。

以上の点を鑑み、引き続き岩沼市新総合計画に掲げた理念を踏まえ、次の復興ビジョンと4つの基本理念に基づいて、スピード感とコスト意識をもった震災復興に取り組めます。

チーム岩沼、オール岩沼、オールジャパン

- すべての市民の力を結集した主体的な復興
- 国・県・関係諸団体等からの積極的な支援によるオールジャパンでの復興
- 全国からの知恵と力を結集

時代を先取りした先進的な復興モデル

- 歴史・教育・医療を中心とした先進的な地域づくり
- 「千年希望の丘」などのメモリアルパークの整備
- 環境への配慮
- 新エネルギーの活用

復興ビジョン

愛と希望の復興

歴史を大切にしたい安全・安心な市域づくり

- 地域コミュニティの再生を尊重したコンパクトシティ化
- 歴史的な自然景観の保全・再生と活用
- 海岸防潮堤、貞山堀護岸、市道及び県道等による防災機能の強化
- 避難を円滑に行うための県道拡幅
- 排水対策の強化

岩沼の個性、特性を活かした産業の再構築

- 新しい分野の企業誘致を含めた産業の復興
- 災害に強い安全な操業環境の確立
- 農地の回復と農業の再生

3. 計画期間

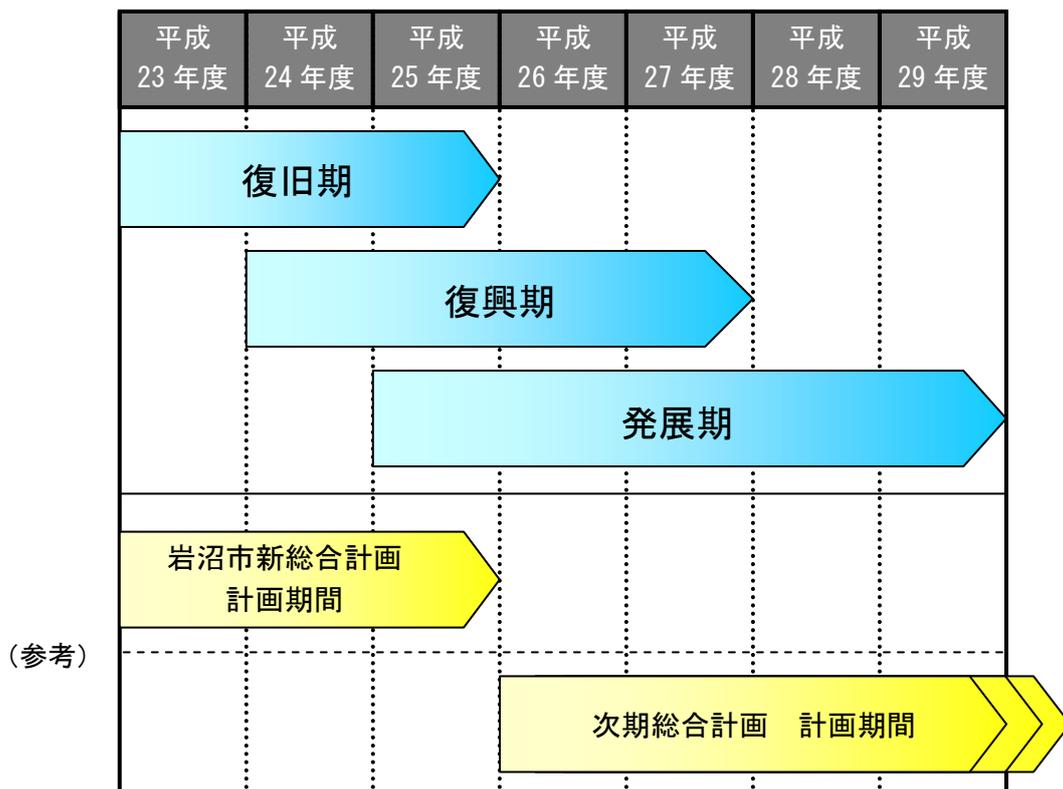
マスタープランの計画期間は、平成 23 年度から 29 年度までの 7 年間とします。
長期的な視点に立った基本理念を実現するため、復旧期・復興期・発展期を設定し、スピード感とコスト意識をもって各種事務事業に取り組みます。

復旧期：生活や産業の再開に不可欠な住宅、生産基盤、インフラなどの復旧に加え、復興・発展に向けた準備を精力的に進める期間とします。

復興期：復旧されたインフラと市民の力を基に、震災に見舞われる以前の活力を回復し、地域の価値を高めていく期間とします。

発展期：被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、安定的に発展していく期間とします。

※本計画に位置付けた各種事業のうち、重点項目や計画期間を超える長期的な対応を必要とするものについては、次期総合計画に位置付けるなどにより推進するものとします。



4. リーディングプロジェクトの取組み状況と今後の展開

基本理念並びに復興ビジョンを踏まえ、本市の復興を効果的かつ強力に推進するために、以下の7つのリーディングプロジェクトを設定しました。

ここでは、これらのリーディングプロジェクトに位置付けた各事業の現在の進捗状況を以下に整理します。

震災復興計画に係るプロジェクト進捗一覧

平成25年7月時点

リーディングプロジェクト	事業番号	事業名	進捗状況	リーディングプロジェクト	事業番号	事業名	進捗状況	
1 すみやかな仮設住宅の建設と暮らしの安定	1	仮設住宅設置管理事業	B	3 農地の回復と農業の再生	18	農地復旧事業(がれき処理、除塩、排水対策)	B	
	2	仮設住宅運営事業	B		19	農家支援事業(復興組合支援、試験栽培支援)	B	
	3	サポートセンター運営事業	B		20	農業復興検討委員会運営事業	A	
	4	各種被災者支援事業	B		21	農業生産低コスト化事業	B	
	5	雇用対策事業	B		22	農業生産高付加価値化事業	B	
2 津波からの安全なまちづくり	6	災害廃棄物処理事業	B	4 自然共生・国際医療産業都市の整備	23	農業経営多角化事業	B	
	7	防潮堤整備事業	B		24	国際医療産業都市検討会運営事業	A	
	8	貞山堀整備事業	C		25	自然共生・国際医療産業都市推進事業	C	
	9	市道沿線盛土等事業	B		26	工業団地支援事業	C	
	10	避難路確保事業	B		27	企業誘致事業	C	
	11	集団移転・復興住宅事業(防災集団移転)	B	5 自然エネルギーを活用した先端モデル都市	28	自然エネルギー誘致(設置)事業	B	
		集団移転・復興住宅事業(災害公営住宅)	B		29	自然エネルギー活用モデル事業	E	
	12	排水対策事業	B	6 「千年希望の丘」などのメモリアルパークの整備	30	津波よけ「千年希望の丘」整備事業	C	
	13	ライフライン対策(耐震)事業	B	7 文化的景観の保全と再生	31	文化的景観保全事業	D	
	14	公共施設再構築事業	B	進捗状況凡例 A：完了、又は建設・制度設計が完了 B：継続的に事業を行い事業完了予定時期が確定 C：事業の構想策定が完了し、一部事業に着手 D：事業の構想策定に着手 E：未着手				
	15	地域防災計画見直し事業	A					
	16	防災意識啓発事業	C					
17	防災教育事業(学校)	B						

以上の進捗状況を踏まえ、7つのリーディングプロジェクトを以下の4点に再編し、今後の重点取り組み事項として進めていくこととします。

（１）被災者の生活支援と住環境の整備

【防災集団移転促進事業、災害公営住宅の建築、住宅再建者等被災者への支援、仮設住宅及び集団移転地における心のケア等】

（２）減災を基本とした安全・安心なまちづくり

【嵩上げ道路（市道相野釜蒲崎線）・避難路（市道藤曾根線、市道本町早股線、市道寺島海岸線等）の整備、排水路・排水機場の整備、千年希望の丘の整備、地域防災計画の具現化、防災教育の取り組み、避難誘導標識整備等】

（３）産業の復興と新産業の創出

【農業の再生、被災企業の復興、雇用の確保、健康医療産業集積地の整備、メガソーラー事業等】

（４）震災の伝承と歴史的景観の保全

【（仮称）地震・津波防災ミュージアムの整備、震災記録の保全、貞山堀の景観保全、防風林の再生等】

(1)被災者の生活支援と住環境の整備

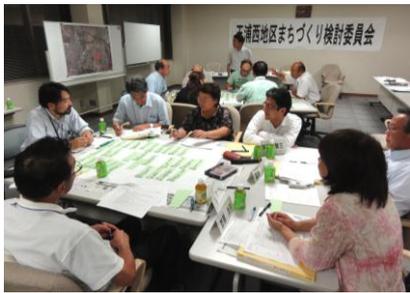
【復興に向けた基本方針】

- ① 応急仮設住宅における暮らし及び心のサポートとして、仮設住宅に隣接する総合福祉センター内に里の杜サポートセンターを開設しています。引き続き高齢者や障害者などの方々の日常生活を包括的にサポートします。
- ② 仮設住宅入居者をはじめとする被災者の方々に対しては、集団移転先においても健康保持、心のケア対策に引き続き取り組みます。
- ③ 地区の意向を十分踏まえつつ、エコ・コンパクトシティの形成を基本とする集団移転先の住宅団地の整備を進めます。また、併せて災害公営住宅の整備を進めます。
- ④ 震災により大きな被害が生じた上水道、下水道施設等のライフラインについて、施設の復旧を進めます。また、併せて耐震化対策等を行います。
- ⑤ 太陽光をはじめとする自然エネルギーを活用した環境未来都市としてのモデルタウン構築を検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業主体	事業目標期間						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 サポートセンター運営事業	里の杜サポートセンターによる日常生活の包括的サポートを継続して運営します。また、集団移転先においても引き続き心のケア対策に取り組みます。	市	●—————▶						
2 各種被災者支援事業	被災者生活再建支援法に基づく生活再建支援金の支給など、被災された方々の生活再建や生活相談など、市独自の制度も含め各種支援を行います。	国・県・市	●—————▶						
3 集団移転・復興住宅事業	地区の意向を十分踏まえつつ、津波被害を受けた沿岸集落地区の集団移転先住宅団地の整備を進めます。また、併せて災害公営住宅の整備を進めます。	市	●—————▶						

事業名	事業概要	事業主体	事業目標期間						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
4	ライフライン対策（耐震）事業	市	●————→						
5	自然エネルギー活用モデル事業	市	●————→						



防災集団移転先住宅団地の整備イメージ

(2) 減災を基本とした安全・安心なまちづくり

【復興に向けた基本方針】

- ①津波の破壊力を減衰させる多重防御として、国による海岸防潮堤の整備、県による貞山堀の総合的浸水対策並びに市道相野釜蒲崎線の嵩上げ道路整備の実現に向けて取り組みます。
- ②県道岩沼海浜緑地線、主要地方道仙台空港線、主要地方道塩釜巨理線及び市道本町早股線など、東部地区から中央・西部地区等へ迅速に避難できる安全な道路を整備します。
- ③津波から市域を守る対策と併せて、内水の排水対策についても本市の長年にわたる課題であることから、赤井江から太平洋への直接放流、貞山堀の護岸改修、排水機場の増設、阿武隈川堤防の質的整備、五間堀川の拡幅整備など、市域全体の排水対策を国・県等関係機関と連携して取り組みます。
- ④国の制度を活用し、沿岸部に緊急時の避難場所となる「千年希望の丘」を整備し減災に取り組むとともに、後世の人々への津波被害の伝承や防災学習の場とするため、「千年希望の丘」を含めたエリアをメモリアルパークとして整備を図ります。また、「千年希望の丘」などの整備に際しては、幅広い支援による実現方策も検討します。
- ⑤津波による浸水被害を受けた東保育所等の公共施設について、東部地区での再構築を図ります。
- ⑥市民一人ひとりが災害に的確に対応できるよう、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、津波を想定した避難訓練の充実に取り組みます。
- ⑦今回の大震災による被害の状況を記録し後世へ伝えていくために「学校の危機管理」を策定するとともに、各小中学校において防災マニュアルを作成し、実践・検討を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業主体	事業目標期間						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 防潮堤整備事業	被災した海岸保全施設等の機能強化を図るため、粘り強い堤防構造による施設復旧、海岸防災林の再生を行います。	国	●—————▶						
2 貞山堀整備事業	まちづくりと連携し、防災機能の強化を含めた貞山堀の総合的な浸水対策として護岸の改修を図ります。	県	●—————▶						

事業名	事業概要	事業主体	事業目標期間						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
3 市道沿線盛土等 事業	多重防御のまちづくりを推進するため、市道相野釜蒲崎線の嵩上げ道路整備を図ります。	市							
4 避難路確保事業	東部地区の避難路を確保するため、県道岩沼海浜緑地線、主要地方道仙台空港線、主要地方道塩釜亘理線の拡幅整備等を県と連携して取り組みます。 また、津波避難のあり方懇談会や避難訓練などの経緯を踏まえ、東西方向の市道等を津波避難道路として位置付け、整備を図ります。	県・市							
5 排水対策事業	地盤沈下や排水機場の機能喪失等に伴う浸水リスクの増大に対し、流域一体となった総合的な浸水対策を関係機関とともに進めます。 特に、赤井江から太平洋への直接放流、排水機場の増設、阿武隈川堤防の質的整備、五間堀川の拡幅整備など市域全体の排水対策を国・県等関係機関と連携して取り組みます。	国・県・市							
6 「千年希望の丘」整備事業	「千年希望の丘」の全体計画の実現に向けて取り組みます。また、「千年希望の丘」を含めたエリアをメモリアルパークとして整備を進めます。	市							
7 公共施設再構築事業	浸水被害を受けた東保育所等について、施設の再構築を図ります。	県・市							
8 防災意識啓発事業	市民一人ひとりが災害に的確に対応できるよう、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、津波情報提供設備や避難誘導標識等の設置を図り、津波を想定した避難訓練の充実に取り組みます。	市							
9 防災教育事業 (学校)	「学校の危機管理」を策定するとともに、各小中学校において防災マニュアルを作成し、実践・検討を行います。	市							

(3)産業の復興と新産業の創出

【復興に向けた基本方針】

- ①農業復興組合が行う農地の復旧作業に対し国から支援金が交付されることから、市では同組合の設立や運営に対して支援を行い、地域農業の再生と早期の営農再開を目指します。
- ②海水が浸入した区域については、用排水路改修、塩分除去、土壌改良等を行い、農地の復旧に力を注ぐとともに、排水計画の見直しを含む地盤沈下対策を国と連携して積極的に整備を進めます。
- ③さらなる農業振興を図るために、本市の社会的・自然的特性を生かし、1)農業生産の高付加価値化、2)農業生産の低コスト化、3)農業経営の多角化を目指します。
- ④塩害に強い植物の試験栽培や新規作物の導入を行う農家を支援し、早期の農地回復と特産品の開発、バイオエネルギー化、観光分野での活用等を検討します。(農業生産の高付加価値化、農業経営の多角化)
- ⑤営農の効率化を図るため、農業経営の大規模化や法人化、集落営農、ほ場の大区画化等について、JA等の関係機関と連携を図り推進します。(農業生産の低コスト化)
- ⑥有識者並びに関係団体等による検討会の提言を踏まえて、今後の農地の回復と農業の再生に向けた事業に取り組みます。
- ⑦震災により雇用を喪失した方を対象に、市の震災対応臨時職員として採用するとともに、ハローワークと連携して就業支援に取り組みます。また、市内の事業所に対し雇用の維持・促進を働き掛け、引き続き雇用の確保に努めます。
- ⑧工業団地に立地する各企業に対して、再建に向けた支援を行います。
- ⑨被災地における雇用確保を図るため、交通の結節点である岩沼市の特徴を最大限に活かし、国際的な物流拠点等の整備や新しい分野の企業誘致を含め、産業の復興を図ります。特に、国際社会への玄関口である仙台空港周辺に、産学官連携の下、東北地方全体の復興をリードしていく「健康医療産業集積地」を整備します。
- ⑩津波浸水地区については、太陽光発電等による自然エネルギーの生産拠点の新たな整備を検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業主体	事業目標期間						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 農地復旧事業 (がれき処理、除塩、排水対策)	震災により著しく損なわれた農業生産力の回復・機能向上を図るため、がれき処理、除塩対策、排水対策を関係機関と連携して取り組みます。	国・県・市							
2 農家支援事業 (復興組合支援、試験栽培支援)	被災農家の早期の経営再開を目指し、復興組合等の運営を支援するとともに、農地復旧の共同作業に対し支援金を交付します。 また、被災農地の再生のために行う試験栽培等に関して、必要な支援を行います。	県・市							
3 農業生産低コスト化事業	効率的で低コストな農業経営を実現するため、農地の面的集約や経営の大規模化、ほ場の大区画化、集落営農等の取組みを進めます。	市							
4 農業生産高付加価値化事業	収益性の高い農業経営を実現するため、施設園芸の再生、ブランド化、新作物導入、6次産業化 ^注 など、高付加価値化の取組みを進めます。	市							
5 農業経営多角化事業	農業・農村の活性化を図るため、地域資源を活用して、食文化の発信、グリーンツーリズム、自然エネルギーの活用などの取組みを進めます。	市							
6 雇用対策事業	被災失業者の生活安定を図るため、緊急かつ臨時的な雇用機会の創出を図ります。 また、震災により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者に対して、雇用の維持のために要した経費等を助成します。	国・県・市							

注 6次産業化：農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組み。

事業名	事業概要	事業主体	事業目標期間							
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
7 工業団地支援事業	仙台空港臨空矢野目工業団地や二野倉工業団地内の企業の再建支援として、被災企業への助成等を行います。	県・市	●	—————▶						
8 企業誘致事業	被災地における雇用の確保を図るため、産業基盤の健全性をアピールするとともに、国際的な物流拠点等の整備や新たな産業分野の集積に向けて、企業誘致活動等を展開します。	国・県・市	●	—————▶	-----▶					
9 健康医療産業集積推進事業	被災地における雇用の確保を図るため、世界を視野に入れた健康医療関連の産業都市整備に向けた事業を関係機関と連携して推進します。	市	●	—————▶	-----▶					
10 自然エネルギー誘致（設置）事業	自然エネルギーの導入を促進するため、太陽光等による大規模発電施設の誘致（設置）を促進します。	市	●	—————▶	-----▶					



健康医療産業集積地の整備イメージ



太陽光発電施設整備イメージ

(4) 震災の伝承と歴史的景観の保全

【復興に向けた基本方針】

- ① メモリアルパーク内に（仮称）地震・津波防災ミュージアムの整備について、国・県等関係機関と連携して取り組みます。
- ② 岩沼市においてこれまでに培われてきた歴史や文化を未来の世代へ継承していくために、貞山堀や海岸部の文化的、歴史的景観を保全、再生します。

【主な事業】

事業名	事業概要	事業主体	事業目標期間						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1 震災伝承事業	メモリアルパーク内に（仮称）地震・津波防災ミュージアムの整備について、関係機関と連携して取り組みます。	国・県・市	●-----▶						
2 文化的景観保全事業	県で策定した「貞山運河再生・復興ビジョン」に基づき、人と自然と歴史が調和した、人々が集う魅力的な沿岸地域の復興に向けて、貞山堀の文化的、歴史的景観の保全・再生を県に働きかけます。また、防風林の再生に向けて、関係機関と連携して取り組みます。	国・県・市	●-----▶						



6. 推進体制

今回の震災による被害は被災地が極めて広範囲であるため、地域ごとに復興に向けた課題が大きく異なり、復興までにかかる道のりが長期間にわたると予想されます。これらの多くの課題を乗り越えて『愛と希望の復興』を実現するためには、市民をはじめ、行政、産業、金融、福祉、教育など被災地の復興に関わる多様な主体の参画が必要です。

被災者の一日も早い自立と、安全・安心な市域づくりに向けて、本計画に位置付けた事業を着実に進めるため、国の復興交付金事業に位置付けながら確実な財源確保に努める一方で、多方面からの人的・物的支援をいただきながら、スピード感とコスト意識をもって取り組んでまいります。

